議員提出議案第3号

二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例について

二宮町議会委員会条例の一部を別紙のように改正したいので、地方自治法第112条及び二宮町議会会議規則第13条第2項の規定に基づき提出する。

平成30年9月7日提出

二宮町議会議長 二 見 泰 弘 殿

提出者	二宮町議会議員	杉	崎	俊	雄
賛成者	同	渡	辺	訓	任
司	同	前	田急	岳 一	郎
司	同	_	宮	節	子
同	同	野	地	洋	正
同	同	添	田	孝	司

二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例

二宮町議会委員会条例(昭和38年二宮町条例第17号)の一部を次のように改正する。 第5条の2第2項中「6人」を「8人」に改める。

附則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

二宮町議会委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

(議会運営委員会の設置) (議会運営委員会の設置) 第5条の2 (略) 第5条の2 (略) 2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。 2 議会運営委員会の委員の定数は、6人とする。	
第5条の2 (略) 第5条の2 (略) 2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。 2 議会運営委員会の委員の定数は、6人とする。	
2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>8人</u> とする。 2 議会運営委員会の委員の定数は、 <u>6人</u> とする。	
O (mtr)	
3 (略)	